

平成十六年政令第二百七十八号

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令  
内閣は、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第二百三十三号）第十五条第五項並びに同条第四項において準用する自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第三百三十条第七項、第九項及び第十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

読み替えられる字句	字句	読み替えられる字句	字句	読み替えられる字句	字句
規 定	規 定	規 定	規 定	規 定	規 定
第百三十 法 第百三 条 第七 項	第一 条	第百三十 法 第百三 条 第七 項	第一 条	第百三十 法 第百三 条 第七 項	第一 条
項目た だし書	項目た だし書	項目た だし書	項目た だし書	項目た だし書	項目た だし書
法 第百三 条 第七 項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項
米軍等行 動閥連措 置法 第百三 条 第七 項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項
第十五 条 第四 項に おいて 準用す る法 第 百三 条 第七 項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項

二項	（権限の委任）	この政令は、平成十六年九月十七日から施行する。
第三百三十条 第七項	都道府県知事又は防衛大臣	法第十五条第一項から第四項までの規定により防衛大臣の権限に属する事務（同条第一項の規定による告示に係るものを除く。）は、同条第一項の規定により使用する土地又は家屋の所在地を管轄する地方防衛局長に委任する。ただし、防衛大臣が当該事務を自ら行うことを妨げない。
附 則	（施行期日）	この政令は、平成一九年一月四日政令第三号抄附則（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）による。